

# **第五種共同漁業權遊漁規則**

**内共第3号**

**第4号**

**令和6年1月1日施行**

**海津市漁業協同組合**

# 海津市漁業協同組合内共第3号及び内共第4号

## 第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、海津市漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第3号及び内共第4号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな、うなぎ、なまず及びもろこをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭またはオンラインでしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項または第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、リール釣をいう。）に限るものとする。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
こい ふな うなぎ なまず もろこ	1月1日から12月31日までの間で 組合が定めて公表する期間

2 前項の公表は、この組合の掲示板に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間	ウ 魚 種
大江川 海津市海津町江東と同町福江とにかか る万寿橋の上流端の線から上流 海津市海津町江東四の割368番の北東 端と同町福江上組33番の北西端とを結 ぶ線まで	2月1日から 12月24日	全魚種
大江川 海津市海津町森下排水機樋門から上流 海津市海津町外浜宮西315番の北東端 と同町森下土取75番の北西端とを結ぶ 線まで		
大江川 海津市海津町萱野268番の2と同町内記 2554番の13とにかかると七本戸橋の上流 端の線から上流 海津市海津町萱野218番の2と同町内記 20番とにかかると二軒家橋の下流端とを 結ぶ線まで		
中江川 海津市海津町沼新田割符地内のシシ池 上流から同町沼新田割符地内のシシ池 下流まで		

(釣り専用区)

第6条 次の表の左欄の区域においては、右欄の間中は手釣り、竿釣り以外の漁法で漁業をしてはならない。

区 域	期 間
大江川 海津市海津町内記と同町札野とにかかると内記橋の 下流端から下流 海津市海津町内記と同町札野とにかかると築留橋の 上流端までの区域	1月1日から 12月31日
大江川 海津市海津町平原と同町高須町とにかかると城跡橋 の下流端から下流 海津市海津町馬目と同町高須町とにかかると大江川 橋の上流端までの区域	
東大江川 海津市海津町草場と同町札野とにかかると札野一 色橋の上流端から上流 海津市海津町草場307番地の南東端と同町札野 244番地の2とを結ぶ線まで	
中江川 海津市海津町にある東小島ノ池	

(全長制限)

第7条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未満のものを採捕してはならない。

魚種	全長	魚種	全長
こい	20センチメートル	うなぎ	30センチメートル
ふな	6センチメートル	なまず	20センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		日釣	年釣
全魚種	手釣・竿釣	300円	6,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、小学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

区分	遊漁料	
	日釣	年釣
小学生以下	無料	無料
中学生、心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）	150円	3,000円

3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

- 2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。
- 3 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期限
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

付則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。